

～江田島市有害鳥獣捕獲報償金交付制度について～

平成29年4月1日捕獲分から、制度が一部変更となります。

必要な確認書類等が整っていない手続きは、報償金の支払いに影響を及ぼしますので、この書類をよく読み、内容を理解したうえで手続きを行ってください。

なお、手続きの窓口は、これまでと変更ありません。

(手続き窓口) 江田島市産業部農林水産課 (本庁3階), 江田島支所, 能美支所, 沖美市民センター, 三高支所

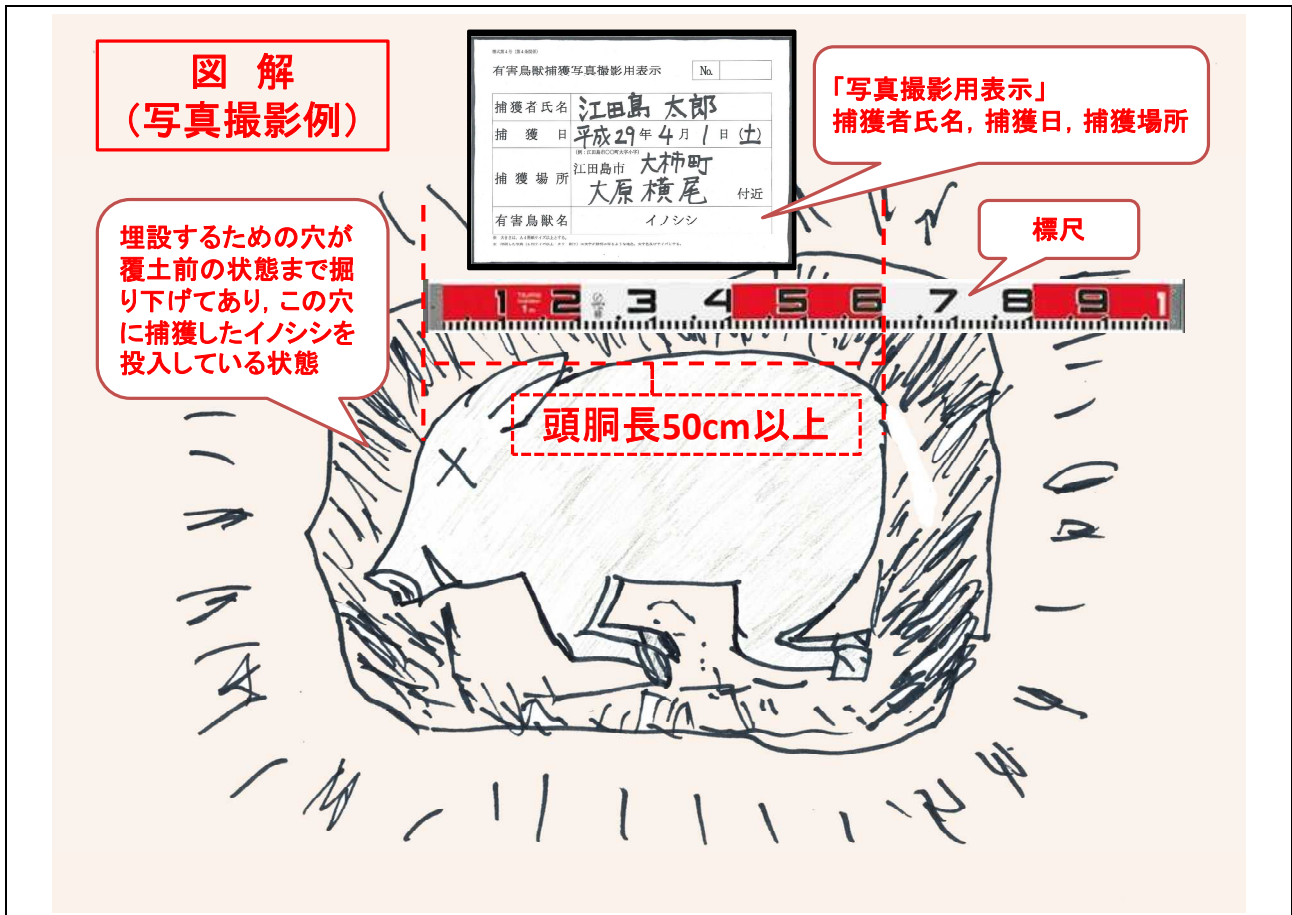
■ポイント1■

別表 報償金の基準 (第3条関係) 抜粋

実施内容	基準及び捕獲証拠品	報償金の額
(1) イノシシの捕獲 (2)の要件を満たさない場合)	○尻尾 市内において捕獲したイノシシの尻尾が確認できる状態の場合 (透明のビニール袋等に入れて提出)	1 頭につき 5,000 円
(2) イノシシの捕獲 (右欄の基準及び捕獲証拠品の要件を全て満たす場合)	○尻尾 市内において捕獲し、埋設処理した頭胴長 50 センチメートル以上のイノシシの尻尾が確認できる状態の場合 (透明のビニール袋等に入れて提出) ○写真 (L判サイズ以上, カラー刷り) 埋設するための穴が覆土前の状態まで掘り下げてあり, この穴に捕獲したイノシシを投入し, 標尺等によって埋設個体の頭胴長が 50 センチメートル以上であることがわかる状態で, 必要事項が記載された有害鳥獣捕獲写真撮影用表示 (様式第 4 号) とともに撮影されている写真 (被写体及び文字が鮮明に印刷されているもの) が確認できる場合	1 頭につき 7,000 円
(4) カラスの捕獲	○両足 市内において捕獲したカラスの両足が確認できる状態の場合 (透明のビニール袋等に入れて提出)	1 羽につき 1,000 円
(5) アナグマの捕獲	○尻尾 市内において捕獲したアナグマの尻尾が確認できる状態の場合 (透明のビニール袋等に入れて提出)	1 頭につき 2,000 円
(6) カワウの捕獲	○両足 市内において捕獲したカワウの両足が確認できる状態の場合 (透明のビニール袋等に入れて提出)	1 羽につき 1,000 円

(続き有り)

(続き)



## ■ポイント2■

### ■報告 (第4条関係)

交付対象者	確認書類等	提出期限
捕獲者 (江田島市有害鳥獣捕獲許可証の交付を受けた者のうち、実際に有害鳥獣を捕獲した者)	○有害鳥獣捕獲実施報告書(捕獲者用)(様式第3号) ○捕獲証拠品	捕獲を実施した日の属する年度の翌年度4月10日まで

### ■報償金の交付 (第5条関係)

交付の請求は、有害鳥獣捕獲報償金交付請求書(様式第5号)により行う。

### ■ご不明な点がございましたら次の問い合わせ先までご相談ください。

(お問い合わせ先)

江田島市 産業部 農林水産課 TEL:(0823)43-1642

(〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地 江田島市役所本庁舎)